電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

　　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（訂正削除の原則禁止）

　取引関係情報の内容について、保存先に取り込む前および取り込み後の訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正・削除ができない保存デバイスの利用）

　取引情報の保存については、PCに接続できる、利用者からは記録事項の訂正・削除ができない電子

デバイス（Verbatim Japan製SSD、型式：SWOVA128G）を使用することとする。

　以降、「追記型SSD」と称する。

（取引データの保存）

　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報については、追記型SSD内に10年間保存する。

（訂正削除の管理方法）

　追記型SSDに記録するので、記録したデータは訂正・削除ができない。取引情報に誤りがあった場合は、「削除管理簿」にて管理する。この管理簿も訂正・削除の追記型SSDに保存するものとし、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存する。

・削除の場合は、対象取引情報のみ削除管理簿に記載する。

・訂正の場合は、対象取引情報を削除管理簿に記載の上、訂正取引情報を追記型SSDに新たに保存する。

これにより、保存取引情報の中で、削除・訂正により無効となった取引情報の確認ができるようになる。

以下は、削除管理簿への記入項目である。他にも必要な項目があれば適宜追加することとする。

　一　削除対象ファイル名

　二　処理日

三　取引先名

四　訂正・削除取扱いの区分

五　訂正・削除取扱い理由

本規程の施行日は、本規程の保存ファイル名に明示することとする。

例：事務処理規程\_2023年07月18日施行 . docx

以上